

豊橋市上下水道ビジョン 2021-2030 (改定版)

骨子案

令和7年1月31日
豊橋市上下水道事業経営検討委員会

目 次

序章 計画改定の趣旨	・ ・ ・ ・	3
1. 豊橋市上下水道ビジョン 2021-2030（改定版）について	・ ・ ・ ・	4
2. 位置付け	・ ・ ・ ・	4
3. 計画期間	・ ・ ・ ・	4
4. 基本理念	・ ・ ・ ・	5
5. 進捗管理	・ ・ ・ ・	5
第1章 水道事業	・ ・ ・ ・	7
1. 事業概要	・ ・ ・ ・	8
2. 基本計画	・ ・ ・ ・	17
第2章 下水道事業	・ ・ ・ ・	21
1. 事業概要	・ ・ ・ ・	22
2. 基本計画	・ ・ ・ ・	33

序章 計画策定の趣旨

1. 豊橋市上下水道ビジョン 2021-2030（改定版）について

本ビジョンは、2021（令和 3）年 3 月に策定した「豊橋市上下水道ビジョン 2021-2030」を、進捗状況や社会環境などの変化を踏まえ、計画の中間地点である 2025（令和 7）年度に改定します。

2. 位置付け

本ビジョンは「第 6 次豊橋市総合計画」の個別計画として、2030（令和 12）年度までの上下水道事業の「基本理念」「目標とする姿」を示すとともに、その実現に向けた「取り組みの基本方針」「主な取り組み」を示します。

また、総務省が公営企業に策定を求める「経営戦略」、「豊橋市公共施設等総合管理方針」に基づく個別施設計画としても位置付けます。加えて、国連で採択された SDGs（2015（平成 27）年）や国の「新水道ビジョン（2013（平成 25）年 3 月）」、「新下水道ビジョン（2014（平成 26）年 7 月）」を踏まえたものとします。

3. 計画期間

2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度の 10 年間を計画期間とします。

4. 基本理念

市民生活や企業活動にとって必要不可欠な水道水を供給する水道事業、生活環境の改善、河川や海など公共用水域の水質保全、市街地の浸水防除を担う下水道事業、どちらも市民の日常生活を支える重要な生活の基盤です。

水需要の低下や施設の老朽化に加え、気候変動による災害の激甚化など、経営を取り巻く環境は時代とともに変化しますが、どのような状況においても、市民生活や企業活動に欠かせない上下水道サービスを変わず安定的に提供し、さらに次の時代へと引き継ぐことこそが、上下水道局の使命であると考えます。

基本理念は、これまでのビジョンと同じく『未来へ引き継ぐ豊橋の上下水道』とします。

未来へ引き継ぐ豊橋の上下水道

- － とどけます きれいな水を みんなの元へ －
- － かえします きれいな水を みんなの海へ －
- － つなぎます きれいな水を みんなの未来へ －

5. 進捗管理

本ビジョンでは、基本計画において指標と目標値を設定し、取り組み、指標及び収支状況について、毎年度進捗の確認を行います。

第1章 水道事業

1. 事業概要

(1) 事業内容

本市の水道事業は、1930（昭和5）年に通水を開始し、2020（令和2）年には通水90周年を迎えた歴史あるものです。この間に8次にわたる拡張事業を実施し、重要なライフラインとして市民生活や企業活動を支えてきました。

主な水道施設ですが、浄水場等施設として、小鷹野浄水場など2カ所の浄水場、多米配水場など5カ所の配水場などがあります。水道管として、導水管・送水管・配水管合わせ約2,263kmの延長となっています。

水道料金については、1976（昭和51）年に用途別から口径別へ改定を行い、現在は基本料金と5段階の水量料金による料金体系となっています。

①基本情報

供用開始年月日	1930（昭和5）年3月29日
地方公営企業法適用	1953（昭和28）年1月1日
給水人口	366,711人
給水人口普及率	99.9%

※各数値は2023（令和5）年度末時点

②施設

水源	自己水（伏流水・地下水・表流水）、愛知県営水道受水
取水場	1施設（下条）
浄水場	2施設（高山、小鷹野）
配水場	5施設（多米、高山、北部、南部、東部）
給水所	9施設（南栄、下地、細谷、下条、大岩 ほか）
加圧所	8施設（二川、吉祥、中山、長楽、中原 ほか）
圧力制御所	10施設（今橋、小畷、柱八番、畑ヶ田、飯村 ほか）
計測所	13施設（杉山、松山、前芝、東脇、内張 ほか）
導水管	18km
送水管	14km
配水管	2,231km
配水能力	138,300 m ³ /日

※各数値は2023（令和5）年度末時点

③料金

- ・料金体系は、1984（昭和 59）年 4 月 1 日の改定によるものです。
- ・1 月つきごとに基本料金と水量料金を合計した額が水道料金となります。

[基本料金（税抜）]

- ・メーターの口径別に 12 種類としています。

口径(mm)	13	20	25	30	40	50
基本料金(円)	530	1,450	2,500	3,900	7,700	13,300

口径(mm)	75	100	150	200	250	300
基本料金(円)	36,000	73,400	203,000	420,000	740,000	1,180,000

[水量料金（税抜）]

- ・一般用は、5 段階の水量区分ごとに 1 m³当たりの料金を定めています。

一般用	水量	10 m ³ まで	10 m ³ ～ 20 m ³	20 m ³ ～ 50 m ³	50 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ 以上
	料金	28 円/m ³	56 円/m ³	92 円/m ³	160 円/m ³	240 円/m ³
臨時用		260 円/m ³				
私設消火栓用		火災の場合以外 260 円/1 栓 10 分				

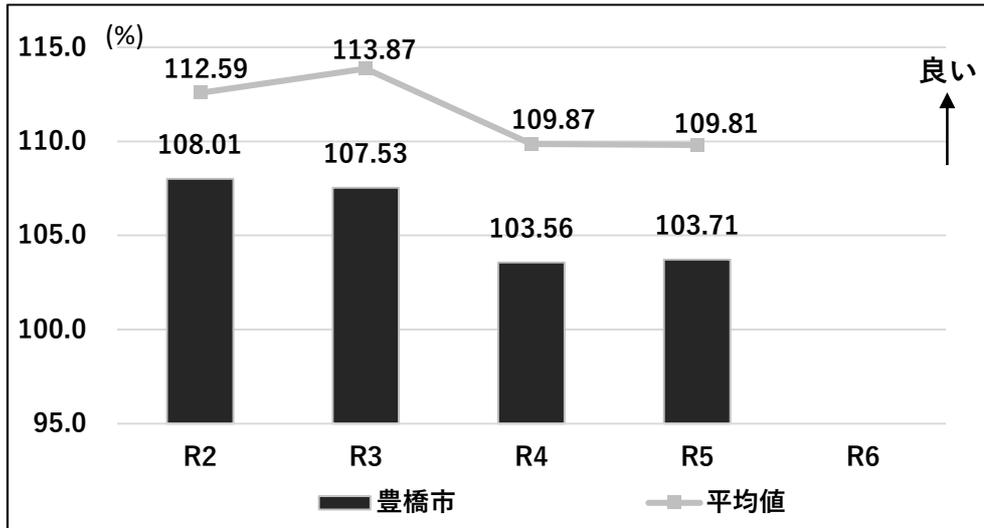
※2023（令和 5）年度末時点

(2) 経営及び施設の状況

以下のグラフは、経営や施設に関する指標について経年比較や他自治体との比較を行うための「経営比較分析表」で、総務省が作成し、各自治体で公表しているものです。他自治体との比較にあたっては、類似団体（給水人口 30 万人以上）の平均値を示しています。

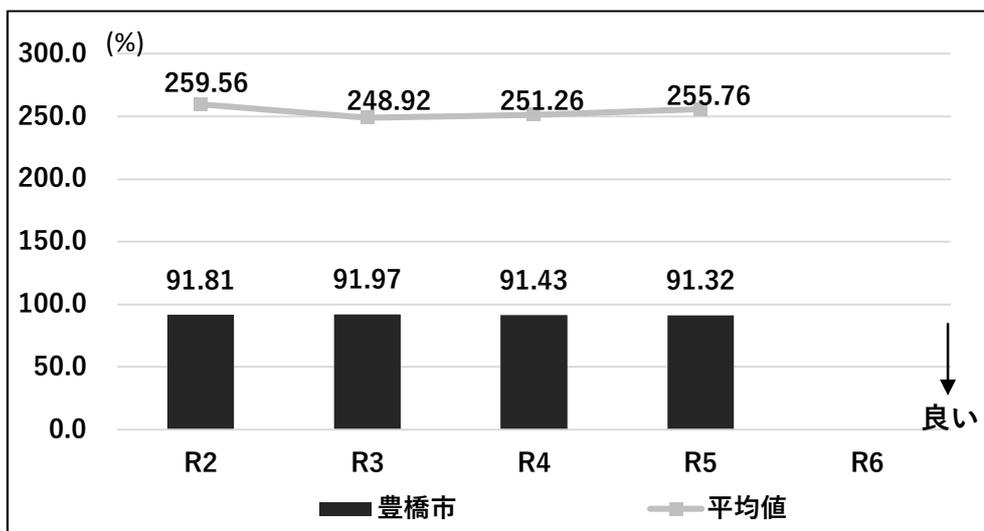
① 経常収支比率(%)

決算の健全性を示す指標。100%を上回ると黒字で、高いほど黒字幅が大きい。



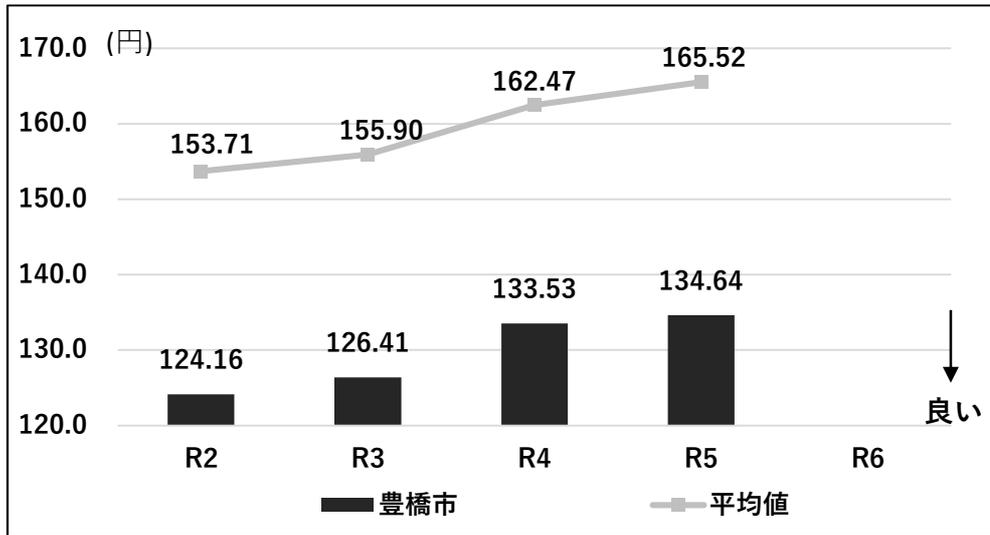
② 企業債残高対給水収益比率(%)

収入に対する企業債残高の割合で、その健全性を示す指標。低いほど企業債残高が少ない。



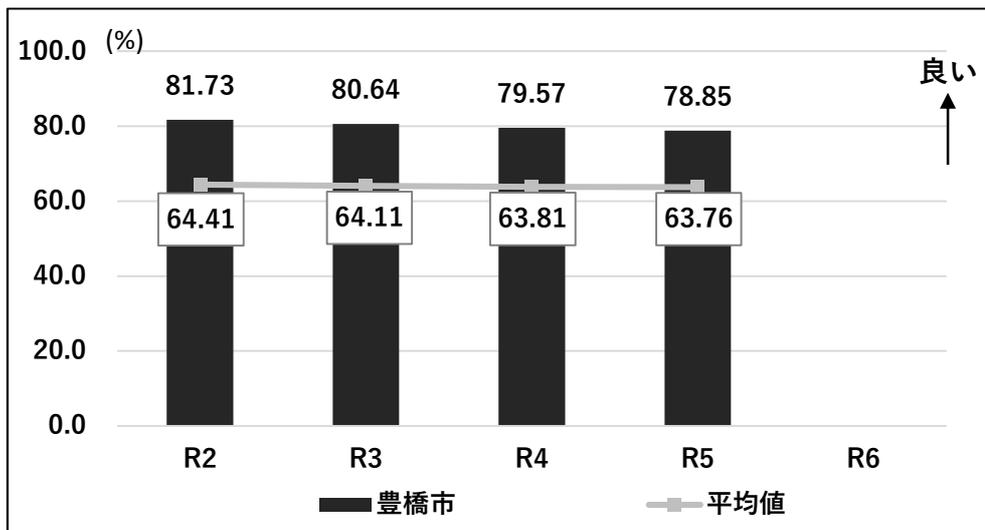
③給水原価(円)

給水における費用の効率性を示す指標。低いほど給水に係る費用が低い。



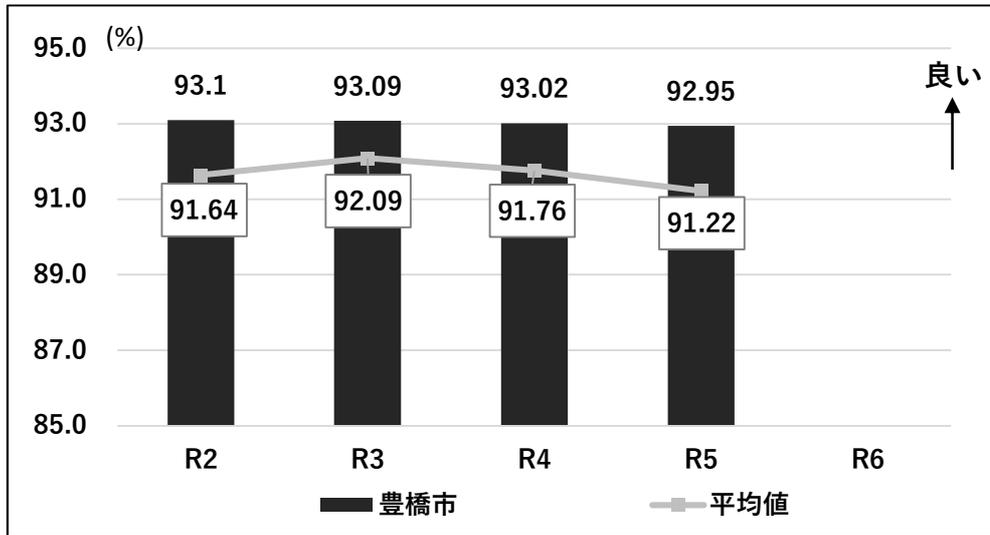
④施設利用率(%)

施設利用の効率性を示す指標。高いほど施設能力を余すことなく活用できている。



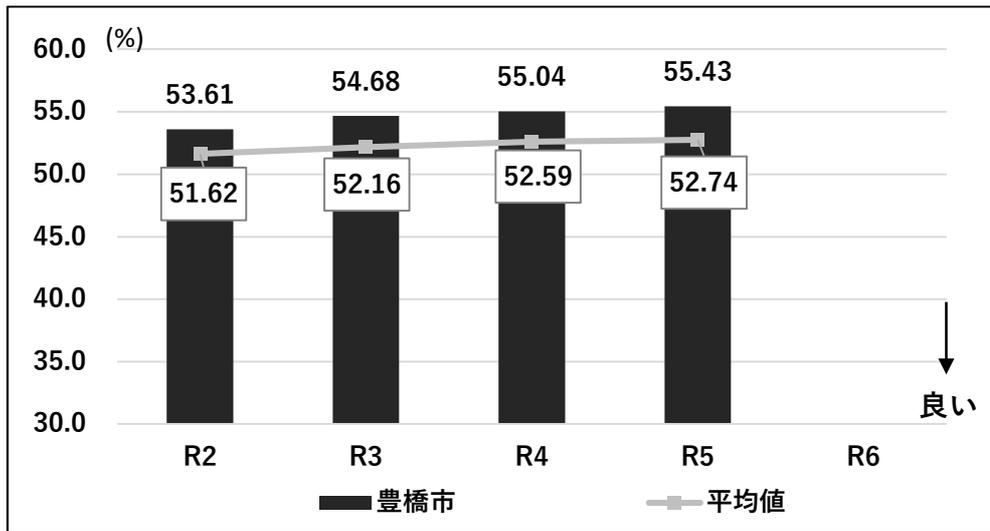
⑤有収率(%)

配水の効率性を示す指標。高いほど配水した水道水を余さず利用者に届けられている。



⑥有形固定資産減価償却率(%)

施設の老朽化を示す指標。高いほど施設の老朽化が進んでいる。

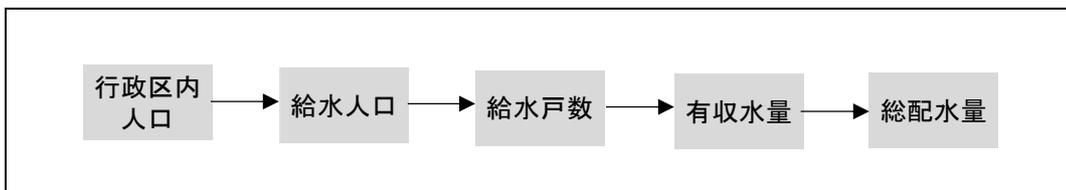


(3) 将来需要予測

① 予測の概要

豊橋市総合計画における総人口の推計を基礎とし、対象となる各項目間の関係性や実績を踏まえて予測します。

[予測の流れ]



[予測の方法]

予測する項目	予測に用いる項目	
給水人口	行政区内人口	及び 未普及人口
給水戸数	給水人口	及び 戸数当たりの世帯人員
有収水量	給水戸数	及び 各戸数の使用水量
総配水量	有収水量	及び 有収率

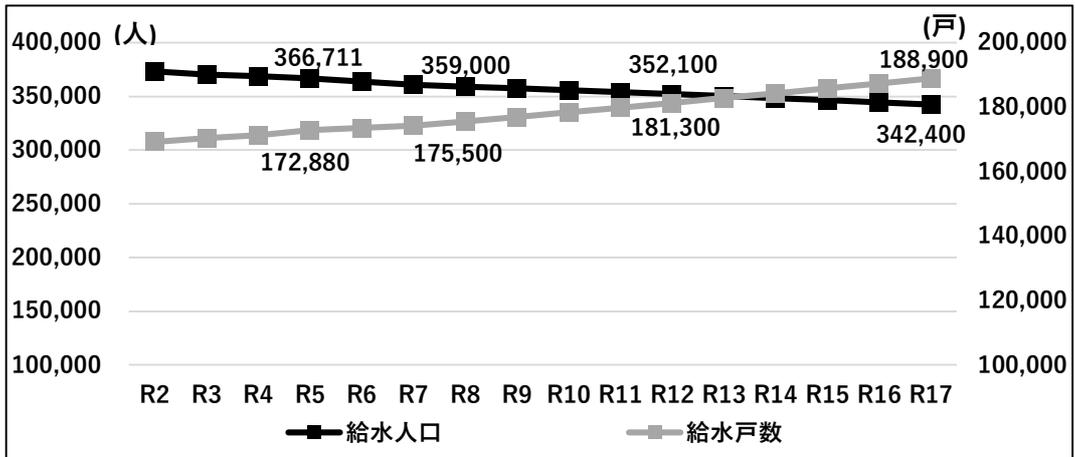
② 将来予測

・人口及び水量は減少傾向である一方、戸数は上昇傾向にあると予測します。

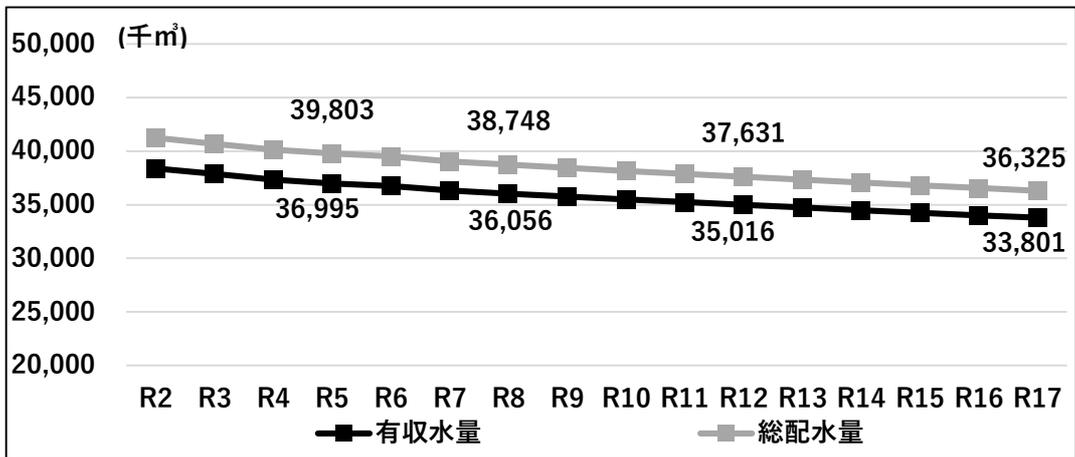
項目 (単位)	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
行政区内人口 (人)	359,300	357,600	355,900	354,100	352,400
給水人口 (人)	359,000	357,300	355,600	353,800	352,100
給水戸数 (戸)	175,500	176,900	178,400	179,800	181,300
有収水量 (千 m^3)	36,056	35,783	35,520	35,262	35,016
総配水量 (千 m^3)	38,748	38,455	38,172	37,895	37,631

項目 (単位)	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
行政区内人口 (人)	350,400	348,500	346,500	344,600	342,600
給水人口 (人)	350,200	348,300	346,300	344,400	342,400
給水戸数 (戸)	182,800	184,200	185,800	187,300	188,900
有収水量 (千 m^3)	34,757	34,503	34,261	34,027	33,801
総配水量 (千 m^3)	37,352	37,079	36,819	36,568	36,325

給水人口及び給水戸数



有収水量及び総配水量



※数値表示は、R5、R8、R12、R17 を表示しています。

(4) 現況と課題

①水道水の安定供給

- ・本市の水道事業における有形固定資産償却率は、2023（令和5）年度末時点において55.43%と全国の中核市平均52.74%を上回っており、水道施設の老朽化が進んでいます。また修繕費用も増加傾向にあり、安定給水の確保のため計画的な改良・更新が必要です。
- ・基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の多くは単線です。漏水や管路損傷等による断水のリスクを避けるため、基幹管路の複線化が必要です。
- ・水質管理目標設定項目として新たに追加された有機フッ素化合物（PFAS）への対応が求められています。その他の項目についても国の動向にも注視しつつ、信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理を行う必要があります。
- ・本市の水道事業の水源は、約3割を自己水源で供給しており、残りの約7割を愛知県営水道の受水で補うことで、安定的に給水を行ってきました。今後も、自己水源の水質や水量を維持し、渇水時などにも安定的に給水ができるよう、効率的な水運用を行うことが必要です。

②災害対策

- ・2024（令和6）年4月より、上水道の整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、上下水道一体での効率的かつ計画的な施設整備の促進が期待されています。特に耐震化については、上下水道一体で推進する方針が国より示されています。本市においても国の動向を注視しつつ、水道施設の耐震化や老朽化対策を効率的かつ計画的に進めていく必要があります。
- ・水道は重要なライフラインであり、災害時においても水道水を安定的に供給することが求められています。令和6年能登半島地震における被災地支援の経験を生かし、ハードだけでなく、ソフト対策についてもより一層進めていく必要があります。
- ・災害時の早期の復旧においては地域の水道工事事業者が重要な役割を担っています。災害時の迅速な復旧を行うため、協力体制を強化する必要があります。

序章
第2章 事業概要
水道事業
基本計画
財政計画
第3章 事業概要
下水道事業
基本計画
財政計画
参考資料

③経営・事業運営

- ・本市の給水人口や水需要、料金収入は減少傾向にある一方で、物価上昇に伴い経常費用が増加しています。老朽化した水道施設の改良・更新の増加などにより、今後も事業運営に係る費用は増加することが予想されるため、より一層の経営の効率化や財政状況を踏まえた水道料金の見直しを行う必要があります。
- ・計画に基づく老朽化対策や耐震化工事などの増加が見込まれる一方で、水道施設の整備や管理を担う人材の確保は年々と厳しさを増しています。効果的な広域連携や官民連携手法の導入、水道分野における専門人材の確保や育成により、業務の実施体制を維持していく必要があります。
- ・施設の維持管理等を効率化する仕組みや水道利用者の利便性向上につながるシステムなど、技術発展を活用した新たな手法の導入により、経営基盤の強化を図っていく必要があります。
- ・水道事業の役割や維持管理の必要性についてご理解いただけるよう、利用者ニーズの把握や、SNS、イベントなどを活用した積極的な広報活動に取り組んでいく必要があります。
- ・安定的な水道事業運営の実現のためには、水源となる豊川流域の豊かな自然に対する配慮や、人口減少をはじめとした共通の課題を抱える他の水道事業者への支援など、持続可能な社会の形成に向けた取り組みを推進していく必要があります。

2. 基本計画

(1) 目標とする姿

水道水の安定供給

施設の改良・更新が進み、安全で安心な水道水を安定的に供給できているとともに、災害時には被害を最小限にとどめ、早期に復旧できる体制が整っている。

(2) 取り組みの基本方針と主な取り組み

取り組みの基本方針	主な取り組み
1 安全・安心な 水道水の安定供給	① 水道施設等の適正管理
	② 信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理
	③ 効率的な水運用
2 災害対策の推進	① 水道施設の耐震化の推進
	② 災害対応力の強化
3 経営の効率化と 安定的な事業運営	① 経営基盤の強化
	② 人材の確保・育成
	③ 利用者サービスの向上
	④ 持続可能な社会形成への貢献

取り組みの基本方針 1 安全・安心な水道水の安定供給

安全で安心な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設の計画的な改良・更新や適切な維持管理、信頼性の高い検査体制に基づく水質管理を実施するとともに、自己水源(地下水)の涵養・保全のため、愛知県営水道とのバランスの取れた水運用を行います。

主な取り組み

①水道施設等の適正管理

- 老朽化した水道施設の計画的な改良・更新（水道施設整備事業、配水管整備事業）
- 漏水多発管路の適時更新（配水管整備事業）
- 基幹管路の複線化による供給ルートの確保
- 貯水槽水道の適正管理に関する指導・助言

②信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理

- 水道 GLP に基づく水質管理及び認定維持
- 新たな水質基準項目などに関する情報収集・対応

③効率的な水運用

- 自己水源の水質保全のための涵養運転
- 愛知県営水道の効率的な受水

<関連する事業計画>

- ・水道施設整備事業（主な取り組み①）
- ・配水管整備事業（主な取り組み①）

※下線は、改定版における新規拡充の取り組みを示しています。

取り組みの基本方針 2 災害対策の推進

災害時においても水道水を安定的に供給するため、水道システムの急所施設や避難所等の重要給水施設に繋がる水道管などを優先した上下水道一体での計画的な耐震化を進めるとともに、災害対応力の強化を図ります。

主な取り組み

①水道施設の耐震化の推進

- 南海トラフ地震に対応した耐震診断調査（水道施設整備事業）
- 重要給水施設を優先した管路の耐震化（水道管耐震化事業）

②災害対応力の強化

- 「上下水道事業継続計画(BCP)」の定期的な見直し及び災害訓練の実施
- 耐震性貯水槽を用いた住民合同防災訓練の実施
- 近隣水道事業体や地域の工事事業者等との災害時協力体制の強化
- 被災地に対する応急給水及び応急復旧活動の支援
- 応急給水活動体制の強化

<関連する事業計画>

- ・水道施設整備事業（主な取り組み①）
- ・水道管耐震化事業（主な取り組み①）

※下線は、改定版における新規拡充の取り組みを示しています。

序章

第2章
事業概要

水道事業
基本計画

財政計画

第3章
事業概要

下水道事業
基本計画

財政計画

参考資料

取り組みの基本方針 3 経営の効率化と安定的な事業運営

安定的な事業運営を行うため、水道料金の確実な徴収に加えて、DX や広域連携などによる一層の経営基盤の強化を図るとともに、事業運営に必要な人材の確保や水道事業への利用者の理解と協力を得るための広報活動を行います。また、広域的な水道技術支援や環境負荷の軽減などにより、持続可能な社会の形成に貢献します。

主な取り組み

①経営基盤の強化

- デジタル技術を活用した漏水調査及び施設点検
- スマートメーターの活用
- 新技術の導入や広域連携の推進など新たな業務効率化手法の検討
- 財政状況を踏まえた水道料金の見直し
- 料金収入以外の財源確保

②人材の確保・育成

- 外部研修への積極的な参加による専門人材の養成
- 実践型の水道技術研修の実施

③利用者サービスの向上

- 断水や水質などサービス内容に関する情報発信
- 丁寧な利用者対応やニーズの把握
- 水道事業への理解促進のための広報活動や参加型イベントの開催
- ICT の活用等による利便性の向上

④持続可能な社会形成への貢献

- 東三河地域など他の水道事業体への技術支援
- 環境負荷軽減に向けた効果的な取り組みの推進

※下線は、改定版における新規拡充の取り組みを示しています。

第 2 章 下水道事業

1. 事業概要

(1) 事業内容

本市では、主に市街地の下水（汚水及び雨水）を処理、排除する公共下水道事業と、公共下水道の区域外の下水（汚水）を一定の地域ごとに処理する地域下水道事業を行っており、地域下水道事業については、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、し尿処理施設等のいずれかの手法により整備を行ってきました。

1935（昭和 10）年に野田処理場で処理を開始してから、2024（令和 6）年で 89 年となります。この間、生活環境の改善、河川や海などの公共用水域の水質保全、市街地の浸水防除などの役割を果たしてきました。

主な下水道施設は、中島処理場など 15 カ所の処理場、菰口ポンプ場など 16 カ所のポンプ場、約 1,613km の下水道管きょがあります。また、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみを混合メタン発酵させ、発生するバイオガスで発電を行うバイオマス利活用センターが 2017（平成 29）年 10 月に稼働しました。

下水道使用料は、公共下水道では 1984（昭和 59）年に水道料金比例制から下水道独自の使用料体系へと改定を行い、基本使用料と 5 段階の従量使用料による使用料体系に変更し、地域下水道では 2000（平成 12）年に戸割定額制から公共下水道と同じく従量制の使用料体系へと改定しました。

<事業の区分>

本市の下水道事業は、「豊橋市の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例」に基づき、以下の事業区分により運営しています。

地方公営企業法	事業設置条例	地方公営企業決算状況調査における事業区分
豊橋市下水道事業	公共下水道事業	公共下水道
	地域下水道事業	特定環境保全公共下水道
		農業集落排水施設
	その他（し尿処理施設）	

①基本情報

供用開始年月日	1935（昭和10）年8月10日
地方公営企業法適用	1955（昭和30）年4月1日
排水人口	294,613人
排水人口普及率	80.24%
汚水処理人口普及率	92.2%

※各数値は2023（令和5）年度末時点

②施設

処理場	15施設（中島、富士見台、天津、高根、豊南 ほか）
ポンプ場	16施設（梅藪、菰口、羽根井、鍵田、有楽 ほか）
合流管	451km
分流式(汚水)管	1,077km
分流式(雨水)管	84km
汚泥処理施設	1施設（バイオマス利活用センター）
処理能力	132,347 m ³ /日

※各数値は2023（令和5）年度末時点

序章	
第2章	事業概要
	水道事業
	基本計画
	財政計画
第3章	事業概要
	下水道事業
	基本計画
	財政計画
	参考資料

③使用料

使用料体系は、公共下水道事業と地域下水道事業で分かれています。

<公共下水道事業>

- ・2019（平成31）年3月1日の改定によるものです。
- ・1月つきごとに基本使用料と従量使用料を合計した額が下水道使用料となります。

[基本使用料（税抜）]

770円（一般用のみ）

[従量使用料（税抜）]

- ・一般用は、5段階の排出量区分ごとに1m³当たりの料金を定めています。

一般用	排出量	10 m ³ まで	10 m ³ ～ 20 m ³	20 m ³ ～ 50 m ³	50 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ 以上
	使用料	10 円/m ³	120 円/m ³	190 円/m ³	270 円/m ³	300 円/m ³
臨時用		300 円/m ³				

※2023（令和5）年度末時点

<地域下水道事業>

- ・2019（平成31）年3月1日の改定によるものです。
- ・1月つきごとに基本使用料と従量使用料を合計した額が下水道使用料となります。

[基本使用料（税抜）]

900円（一般用のみ）

[従量使用料（税抜）]

- ・一般用は、5段階の排出量区分ごとに1m³当たりの料金を定めています。

一般用	排出量	10 m ³ まで	10 m ³ ～ 20 m ³	20 m ³ ～ 50 m ³	50 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ 以上
	料金	10 円/m ³	140 円/m ³	220 円/m ³	310 円/m ³	350 円/m ³
臨時用		350 円/m ³				

※2023（令和5）年度末時点

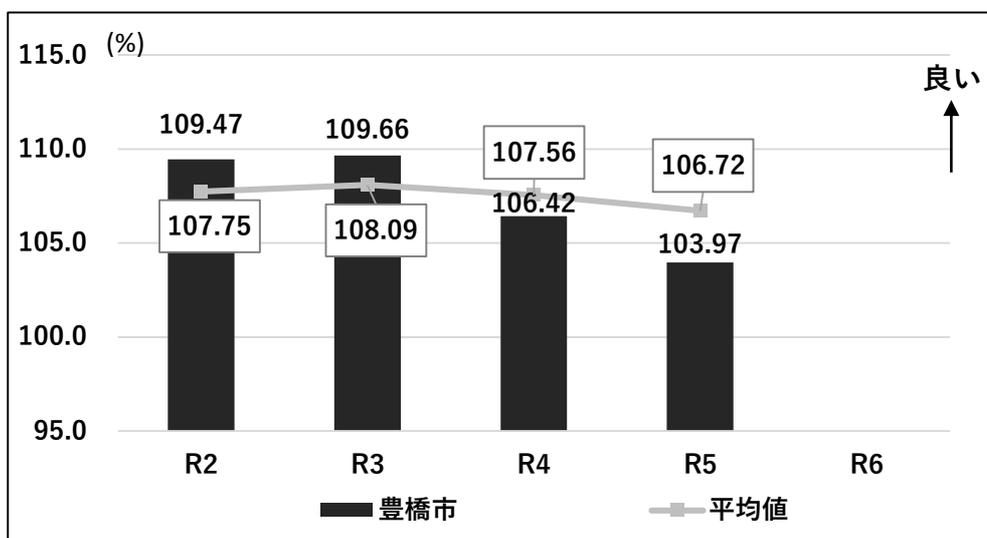
(2) 経営及び施設の状況

以下のグラフは、経営や施設に関する指標について経年比較や他自治体との比較を行うための「経営比較分析表」で、総務省が作成し、各自治体で公表しているものです。他自治体との比較にあたっては、中核市の平均値を示しています。

なお、本市及び中核市ともに、総務省「地方公営企業決算状況調査」の下水道事業（業種17）を合計しており、本市のし尿処理施設は、この区分において下水道事業には該当しないため、含んでいません。

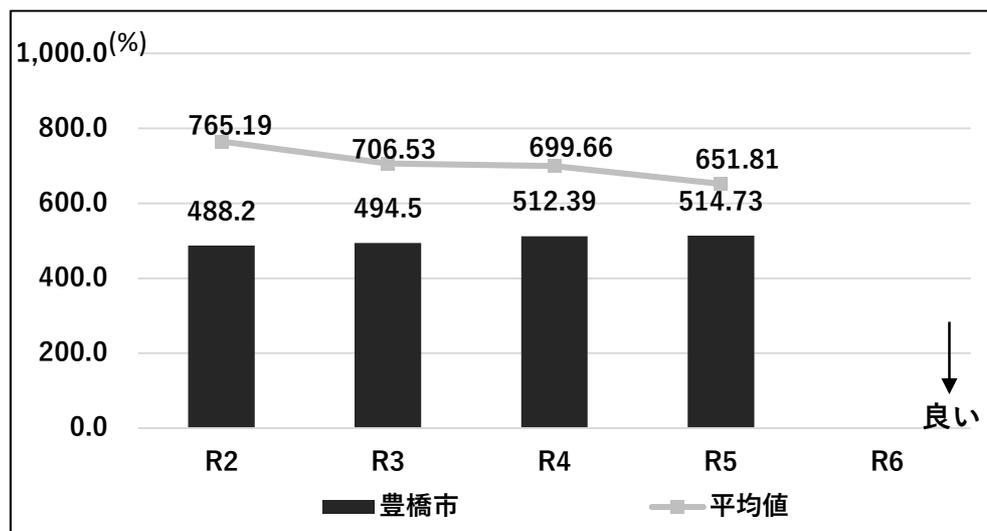
① 経常収支比率(%)

決算の健全性を示す指標。100%を上回ると黒字で、高いほど黒字幅が大きい。



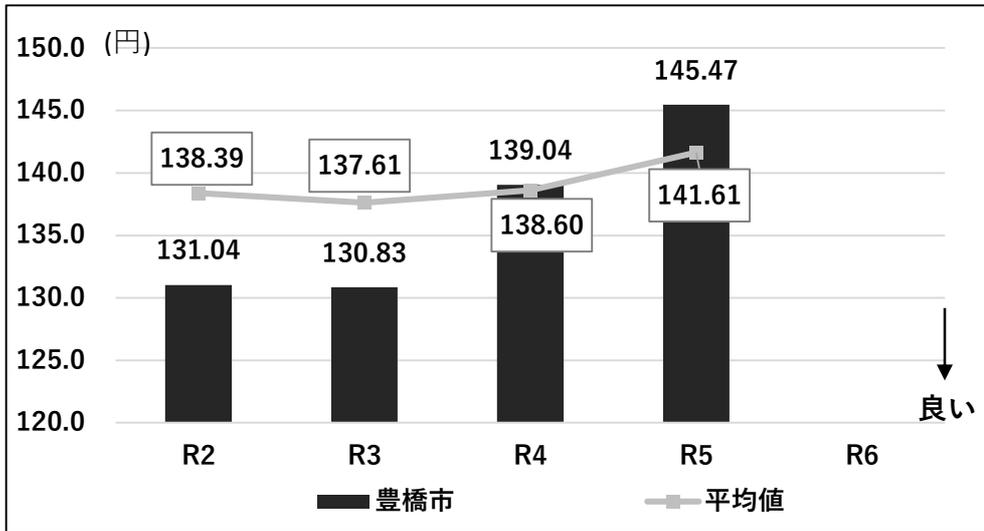
② 企業債残高対事業規模比率(%)

収入に対する企業債残高の割合で、その健全性を示す指標。低いほど企業債残高が少ない。



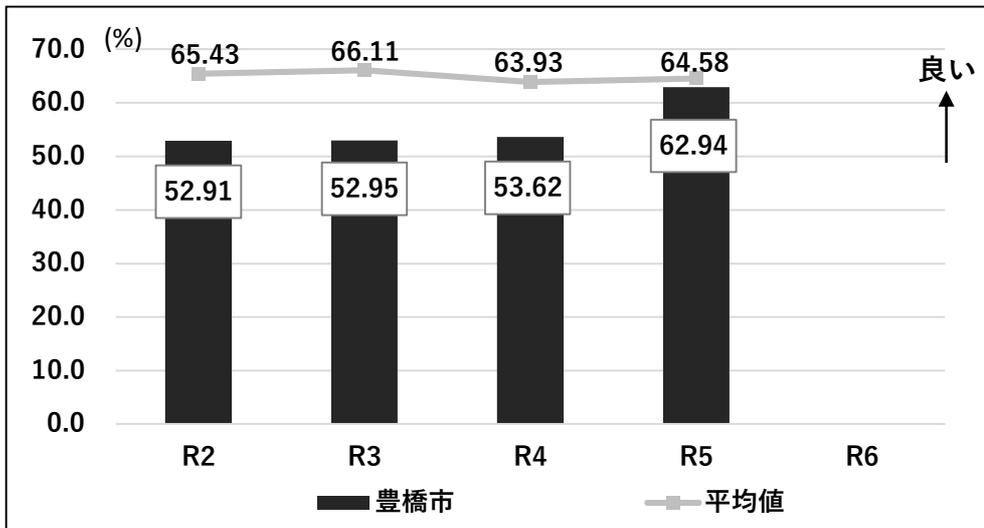
③ 汚水処理原価(円)

汚水処理における費用の効率性を示す指標。低いほど汚水処理に係る費用が低い。



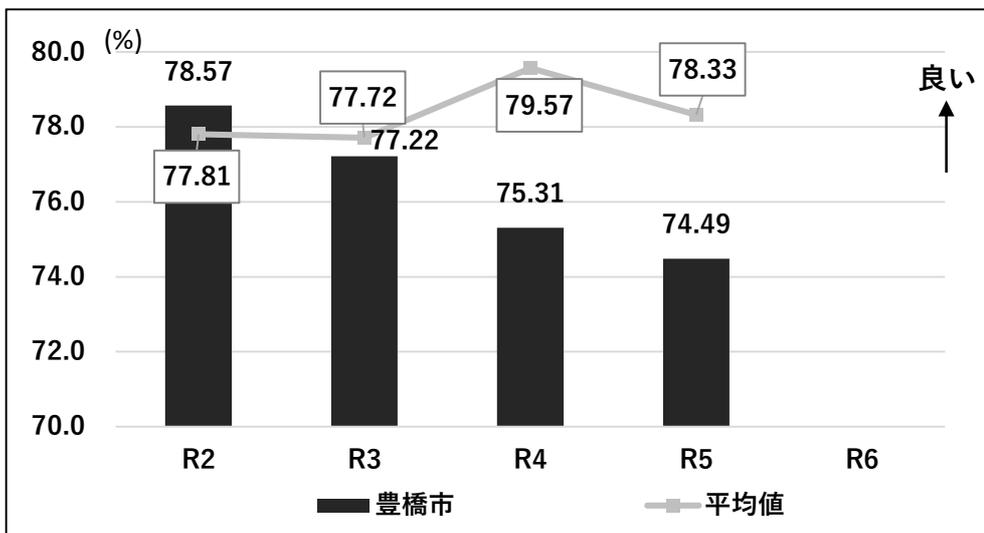
④ 施設利用率(%)

施設利用の効率性を示す指標。高いほど施設能力を余すことなく活用できている。



⑤有収率(%)

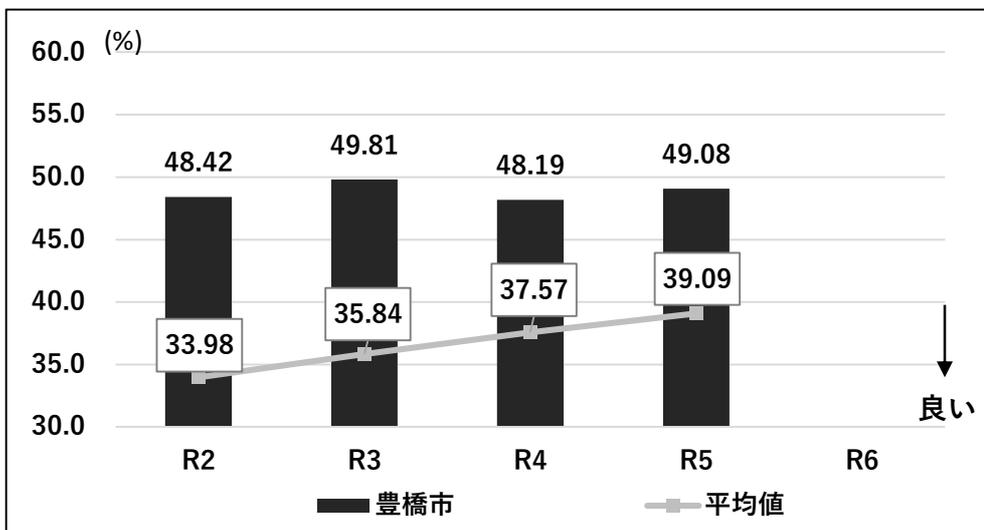
汚水処理の効率性を示す指標。高いほど不明水が少なく効率的に処理が出来ている。



※「経営比較分析表」の項目にはありませんが、重要な指標であるため、掲載しています。

⑥有形固定資産減価償却率(%)

施設の老朽化を示す指標。高いほど施設の老朽化が進んでいる。



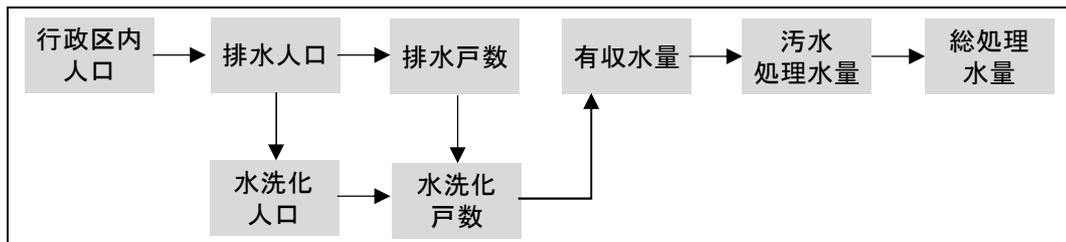
(3) 将来需要予測

① 予測の概要

豊橋市総合計画における総人口の推計を基礎とし、対象となる各項目間の関係性や実績を踏まえて予測します。

なお、排水人口では今後の未普及地区の整備による人口増加を見込んでいます。

[予測の流れ]



[予測の方法]

予測する項目	予測に用いる項目	
排水人口	行政区内人口	及び 排水人口普及率
排水戸数	排水人口	及び 戸数当たりの世帯人員
水洗化人口	排水人口	及び 人口水洗化率
水洗化戸数	水洗化人口	及び 戸数当たりの世帯人員
	排水戸数	及び 戸数水洗化率
有収水量	水洗化戸数	及び 各戸数の使用水量
汚水処理水量	有収水量	及び 有収率
総処理水量	汚水処理水量	及び 不明水量

②将来予測

・人口及び水量は減少傾向である一方、戸数は上昇傾向にあると予測します。

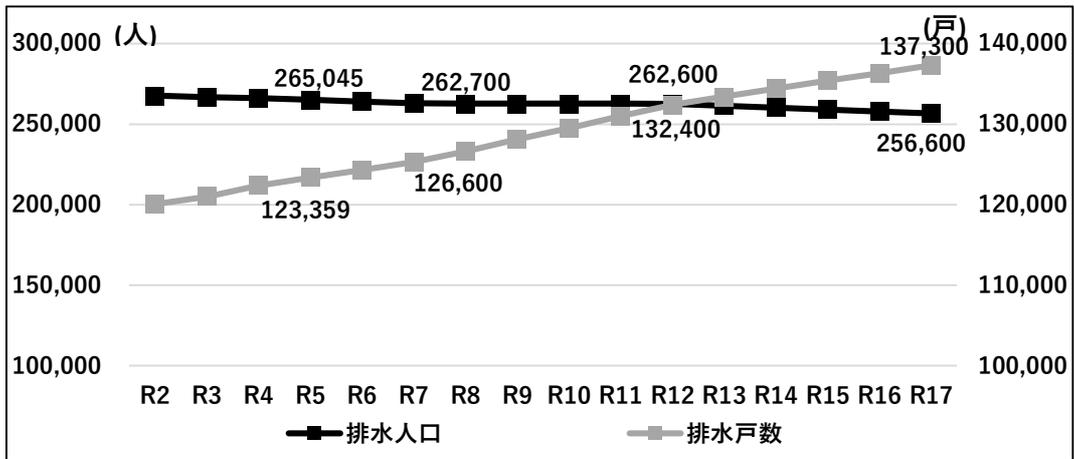
項目 (単位)	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
行政区内人口 (人)	359,300	357,600	355,900	354,100	352,400
排水人口 (人)	262,700	262,700	262,700	262,700	262,600
排水戸数 (戸)	126,600	128,100	129,500	131,000	132,400
水洗化人口 (人)	256,900	256,800	257,000	257,700	257,700
水洗化戸数 (戸)	123,300	124,700	126,200	127,900	129,300
有収水量 (千 m^3)	26,349	26,205	26,079	25,998	25,877
汚水処理水量 (千 m^3)	36,332	36,340	36,372	36,466	36,503
総処理水量 (千 m^3)	41,914	41,921	41,953	42,047	42,085

項目 (単位)	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
行政区内人口 (人)	350,400	348,500	346,500	344,600	342,600
排水人口 (人)	261,400	260,200	259,000	257,800	256,600
排水戸数 (戸)	133,400	134,400	135,400	136,300	137,300
水洗化人口 (人)	256,600	255,700	254,700	253,800	252,800
水洗化戸数 (戸)	130,300	131,400	132,500	133,600	134,600
有収水量 (千 m^3)	25,689	25,526	25,364	25,221	25,085
汚水処理水量 (千 m^3)	36,445	36,421	36,397	36,398	36,409
総処理水量 (千 m^3)	42,027	42,003	41,978	41,979	41,990

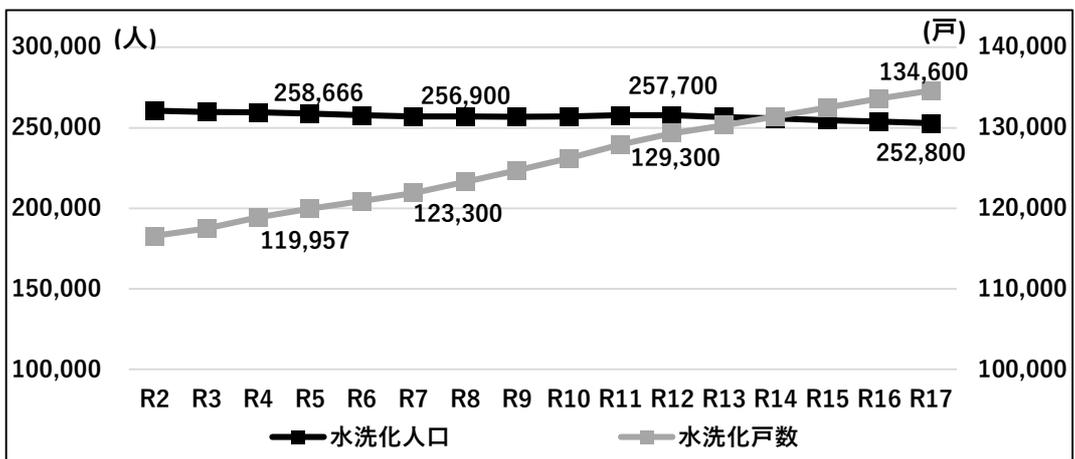
※公共下水道事業の予測のみを記載しています。

序章	
第2章	事業概要
	基本計画
	水道事業
	財政計画
第3章	事業概要
	基本計画
	下水道事業
	財政計画
	参考資料

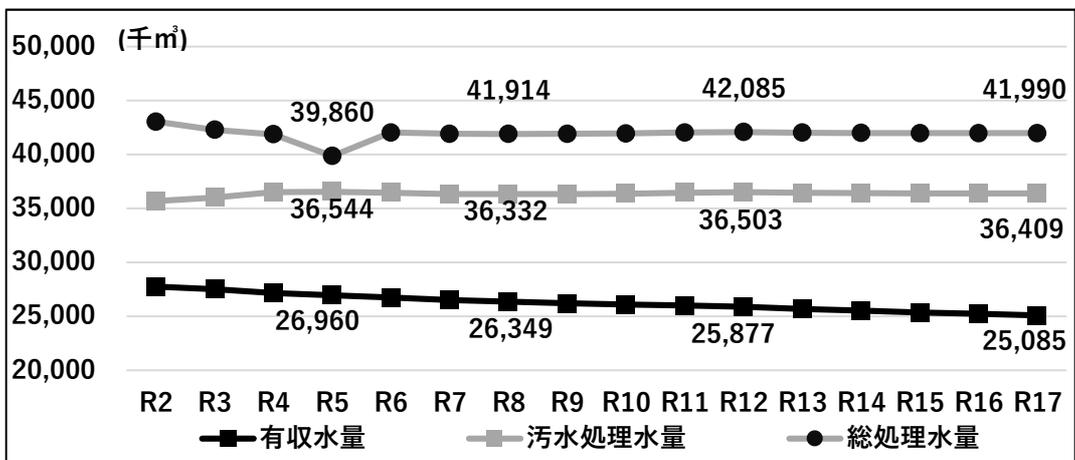
排水人口及び排水戸数



水洗化人口及び水洗化戸数



有収水量、汚水処理水量及び総処理量



※数値表示は、R5、R8、R12、R17 を表示しています。

(4) 現況と課題

①下水の適切処理

- ・2023（令和5）年度末時点の汚水処理人口普及率は、92.2%です。全国では93.3%、愛知県では93.2%であり、本市はわずかに低い状況です。生活環境の向上のため、未普及地区への整備を進める必要があります。
- ・本市の下水道事業における有形固定資産償却率は2023（令和5）年度末時点において49.08%と全国の中核市平均39.09%を上回っており、下水道施設の老朽化が進んでいます。排出された汚水が効率的に処理されているかを示す有収率は低下傾向にあり、修繕費用も増加傾向にあるため、適切な下水処理のための計画的な改築・更新が必要です。

②災害対策

- ・2024（令和6）年4月より、上水道の整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、上下水道一体での効率的かつ計画的な施設整備の促進が期待されています。特に耐震化については、上下水道一体で推進する方針が国より示されています。本市においても国の動向を注視しつつ、下水道施設の耐震化や老朽化対策を効率的かつ計画的に進めていく必要があります。
- ・下水道は重要な公共インフラであり、災害時においても下水道の流下機能を確保し、処理することが求められています。令和6年能登半島地震における被災地支援の経験を生かし、ハードだけでなく、ソフト対策についてもより一層進めていく必要があります。
- ・近年、気候変動による集中豪雨が全国各地で発生し、本市でも2023（令和5）年6月の台風2号に伴う大雨により浸水被害が発生しました。浸水対策に対する考え方を整理し、気候変動による影響を踏まえた計画的な浸水対策を行う必要があります。

序章				
第2章	事業概要			
	水道事業	基本計画		
			財政計画	
第3章	事業概要			
	下水道事業	基本計画		
			財政計画	
				参考資料

③経営・事業運営

- ・本市の排水人口や使用料収入は減少傾向にある一方で、物価上昇に伴い経常費用が増加しています。老朽化した下水道施設の改築・更新の増加などにより、今後も事業運営に係る費用は増加することが予想されるため、より一層の経営の効率化や財政状況を踏まえた下水道使用料の見直しを行う必要があります。
- ・計画に基づく老朽化対策や耐震化工事などの増加が見込まれる一方で、下水道施設の整備や管理を担う人材の確保は年々と厳しさを増しています。効果的な広域連携や官民連携手法の導入、下水道分野における専門人材の確保や育成により、業務の実施体制を維持していく必要があります。
- ・施設の維持管理等を効率化する仕組みや下水道利用者の利便性向上につながるシステムなど、技術発展を活用した新たな手法の導入により、経営基盤の強化を図っていく必要があります。
- ・下水道事業の役割や維持管理の必要性についてご理解いただけるよう、利用者ニーズの把握や、SNS、イベントなどを活用した積極的な広報活動に取り組んでいく必要があります。
- ・安定的な下水道事業運営の実現のためには、自然環境に対する配慮や、人口減少をはじめとした共通の課題を抱える他の下水道事業者への支援など、持続可能な社会の形成に向けた取り組みを推進していく必要があります。

2. 基本計画

(1) 目標とする姿

<p>下水道の整備</p> <p>下水道未普及地区の整備や施設の改築・更新により、汚水及び雨水の適切な処理が行われ、生活環境が向上し、三河湾の水質が保全されているとともに、地震や大雨による被害が軽減されている。</p>
--

(2) 取り組みの基本方針と主な取り組み

取り組みの基本方針	主な取り組み
1 下水の適切処理	① 下水道施設の適正管理
	② 下水道未普及地区の整備
2 災害対策の推進	① 下水道施設の耐震化の推進
	② 雨水対策の推進
	③ 災害対応力の強化
3 経営の効率化と 安定的な事業運営	① 経営基盤の強化
	② 人材の確保・育成
	③ 利用者サービスの向上
	④ 持続可能な社会形成への貢献

序章
第2章 事業概要
水道事業
基本計画
財政計画
第3章 事業概要
下水道事業
基本計画
財政計画
参考資料

取り組みの基本方針 1 下水の適切処理

生活環境の向上及び三河湾など公共用水域の水質保全に必要な下水道施設の機能を維持するため、老朽化した下水道施設の計画的な改築・更新や適切な維持管理、処理水質の管理に取り組むとともに、下水道未普及地区の整備を推進します。

主な取り組み

①下水道施設の適正管理

- 老朽化した下水道施設の計画的な改築・更新
(ストックマネジメント事業、農業集落排水施設最適整備事業、し尿処理施設等再整備事業)
- ロック機能のないマンホール蓋の取替
- 老朽化した下水道施設の統廃合(処理場再編・再構築事業)

②下水道未普及地区の整備

- 橋良地区、牛川地区の下水道施設の整備(公共下水道拡張事業(未普及対策))
- 東三ノ輪地区における下水道施設整備の着手(公共下水道拡張事業(未普及対策))

<関連する事業計画>

- ・ストックマネジメント事業(主な取り組み①)
- ・農業集落排水施設最適整備事業(主な取り組み①)
- ・し尿処理施設等再整備事業(主な取り組み①)
- ・処理場再編・再構築事業(主な取り組み①)
- ・公共下水道拡張事業(未普及対策)(主な取り組み②)

※下線は、改定版における新規拡充の取り組みを示しています。

取り組みの基本方針 2 災害対策の推進

大規模な災害に備えるため、上下水道一体での計画的な下水道管路施設や処理場等の耐震化を進めるとともに、浸水被害を軽減するため、雨水排除能力や施設の耐水性能の向上に取り組みます。

主な取り組み

①下水道施設の耐震化の推進

- 急所施設、重要施設における下水道施設の耐震化（上下水道耐震化事業）
- 防災拠点の下流等に埋設されている管きよの耐震化（総合地震対策事業）
- マンホールの浮上防止対策（総合地震対策事業）
- 処理場、ポンプ場の耐震化（総合地震対策事業）

②雨水対策の推進

- 内水被害の危険性の高い地区への施設整備（公共下水道再整備事業（浸水対策））
- 河川氾濫等の処理場、ポンプ場への被害軽減を図る耐水化（耐水化対策事業）
- 老朽化に伴う新たな合流雨水ポンプ場の建設（野田地区施設再構築事業）
- 内水ハザードマップを活用した災害時の自助・共助活動の意識向上

③災害対応力の強化

- 「上下水道事業継続計画(BCP)」の定期的な見直し及び災害対応訓練の実施
- 近隣下水道事業者や地域の工事事業者等との災害時協力体制の強化

<関連する事業計画>

- ・上下水道耐震化事業（主な取り組み①）
- ・総合地震対策事業（主な取り組み①）
- ・公共下水道拡張事業（浸水対策）（主な取り組み②）
- ・耐水化対策事業（主な取り組み②）
- ・野田地区施設再構築事業（主な取り組み②）

※下線は、改定版における新規拡充の取り組みを示しています。

序章	
第2章	事業概要
水道事業	基本計画
	財政計画
第3章	事業概要
下水道事業	基本計画
	財政計画
	参考資料

取り組みの基本方針 3 経営の効率化と安定的な事業運営

安定的な事業運営を行うため、下水道使用料や受益者負担金の確実な徴収に加えて、DX や広域連携などによる一層の経営基盤の強化を図るとともに、事業運営に必要な人材の確保や下水道事業への利用者の理解と協力を得るための広報を行います。また、環境負荷の軽減により、持続可能な社会の形成に貢献します。

主な取り組み

①経営基盤の強化

- 新たな官民連携手法（ウォーターPPP）の導入
- 新技術の導入や広域連携の推進など新たな業務効率化手法の検討
- 財政状況を踏まえた下水道使用料の見直し
- 使用料収入以外の財源確保

②人材の確保・育成

- 外部研修への積極的な参加による専門人材の養成

③利用者サービスの向上

- 丁寧な利用者対応やニーズの把握
- 下水道事業への理解促進のための広報活動や参加型イベントの開催
- ICT の活用等による利便性の向上

④持続可能な社会形成への貢献

- バイオマス資源のエネルギー化などの環境負荷の軽減

※下線は、改定版における新規拡充の取り組みを示しています。

